

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

① 地域の概要・立地など

精華町は、京都府の南西端に位置し、東は一部木津川を挟んで木津川市と、西は生駒市、南は木津川市と奈良市、北は京田辺市と接している。町域面積は、25.68 km²を有しており、西部と南部はなだらかな丘陵、東部には平坦な農地が広がり、東端には木津川が流れている。



* 風水害の災害特性

精華町における既往の風水害としては、昭和28年の南山城水害などがあげられるが、木津川右岸地域のような甚大な被害は、記録として残されていない。ただし、町の地形の成因や近隣市町での災害記録等を参考に考察すると、以下のような特性を挙げる事ができる。

○ 外水氾濫

外水氾濫は、河川堤防の破堤等により、河川水が氾濫して生じる災害であり、一般に水位の上昇が急激で、流水の勢いが強い為、家屋の流失や人的被害が生じるなど甚大な被害をもたらす場合が多い。

町において、もっとも甚大な被害をもたらす可能性が高いものは、一級河川木津川である。流域の広い木津川では、上流部における集中豪雨などにもない、水位が急上昇する可能性があり注意が必要である。精華町浸水・土砂災害ハザードマップにもあるように、具体的な地点は、木津川流域約250mから約1,300m圏内の木津川沿岸部に位置する精華町東部の住宅地で背後に広大な水田と次第に開発が進む市街地が控えている。水害が発生した場合に想定される浸水規模の最大値は5.0m以上を想定しており、多くの被害が発生するものと予想される。

また、町域を流れる煤谷川（下流部は除く）や山田川などは、掘り込み式河道であるため、破堤等による大きな被害は生じにくいですが、その分、急激な水位上昇が起こりやすく、溢水による水害の発生頻度も高くなる。

○ 内水氾濫

町域を流れる河川は、背後地の丘陵が低いことから、その流域も小さく比較的小規模な河川が多い。小規模な河川では、浸水による被害も小さいものの低地部では、丘陵地のように河川の勾配が急でないため、氾濫が生じやすく、合流先の木津川の水位が高い時などは特に内水氾濫の危険性が高いといえる。

○ 土砂災害

ハザードマップによると、土砂災害は、急傾斜地や急崖、地すべり地形等において発生しやすいが、町では丘陵地の斜面勾配が比較的緩やかであるため、土砂災害は局地的な急傾斜地に集中しやすいといえる。また丘陵地を造成した新たな開発地域（造成地）が多くみられることから、造成地で新たに生じた急な崖や高い盛土地等に対して適切な斜面对策を講じるように開発事業者を指導してきた。

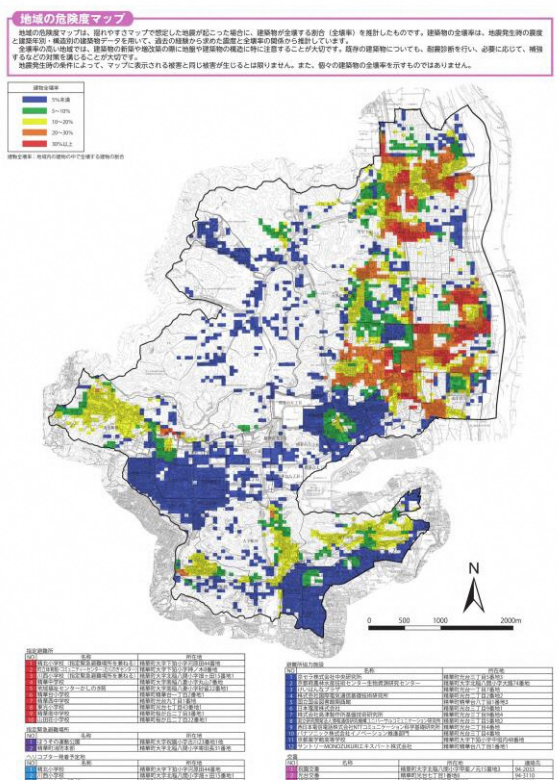
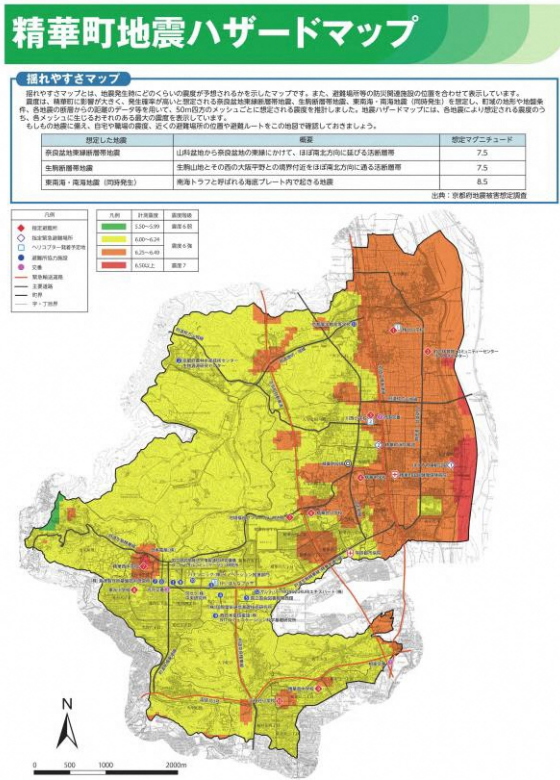
② 地震

京都府やその周辺には、大きな活断層があり、また、南海トラフ地震の発生も懸念されることから、今後、大きな災害が起きる可能性がある。京都府地震被害想定調査によると、精華町域に大きな被害を及ぼすと考えられるのは、下表の断層で、これらの震源とする地震が発生した場合、町内で震度5強～6強の地震動が発生すると想定されている。

精華町内で大きな揺れが想定される断層

断層帯名	町内の予測震度	地震発生確率		
		30年以内	50年以内	100年以内
生駒断層帯	6強	ほぼ0～0.1%	ほぼ0～0.3%	ほぼ0～0.6%
奈良盆地東縁断層帯	6弱～6強	ほぼ0～5%	ほぼ0～7%	ほぼ0～10%
有馬一高槻断層帯	5強～6強	ほぼ0～0.03%	ほぼ0～0.06%	ほぼ0～0.3%
木津川断層帯	6強～6強	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%
和束谷断層	5強～6強	未発表	—	—

精華町地震ハザードマップ



③ 新型コロナウイルス等の感染症

定期的な大流行を繰り返すインフルエンザや、2020年春よりパンデミックとなっている新型コロナウイルス感染症については、精華町の危機管理室及び山城南保健所などが中心となって、その対策を精華町の全医療機関や事業者・学校などが協力体制を築きその一元的な対策を採ることになっている。新型コロナウイルス感染症がまん延している状況において、災害が発生し避難所を開設する場合には、新型コロナウイルス感染症だけでなく、いろいろな感染症の拡大を防止するための取り組みが必要となる。避難所内での身体的距離の確保や換気などを十分に行い、感染のリスクが軽減されるよう対策を行わなければならない。

④ その他

風水害の履歴と災害特性

* 風水害の履歴

精華町を含む京都府南山城地域は、旧来から木津川氾濫による堤防決壊等により大きな被害を受けてきた地域である。現在は堅牢な堤防が築かれており、木津川から出水する危険性は低くなりつつあるが、堤防が十分に整備されていない時代には、頻繁に破堤し、水害をもたらしてきた。町においても被害があったという記録があるものの、詳細な被害記録等が存在しないため、被害箇所、死傷者の特定はできない。

発生年月日	災害の種類	主な気象観測値	南山城地域の主な被害
平成24年8月13日～14日	京都府南部豪雨	時間雨量：菱田107mm	精華町：床上浸水16戸、床下浸水66戸
		総雨量：宇治307mm	宇治市：死者2名、全壊31棟（全焼1件を含む。）、半壊169棟、床上浸水779戸、床下浸水1297戸

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者等数 582人
- ・ 小規模事業者数 415人（うち商工会員247人）

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数 (商工会員内訳)	備考（事業所の立地状況等）	
商工業者	製造業	45	29	町南西部に多い
	建設業	91	76	町内に広く分散している
	卸売業	22	7	町内市街地に多い
	小売業	204	49	町内に広く分散している
	飲食店・宿泊業	62	22	町内市街地や南西部に多い
	サービス業	132	56	町内に広く分散している
	その他	26	8	町内に広く分散している
	合計	582	247	

(3) これまでの取組

1) 精華町の取組

○災害予防計画の策定

- ・土砂災害及び火災等の災害に対し、発生時に、人的、物的被害を最小限に抑えるため、「精華町国土強靱化地域計画」に基づき国の国土強靱化政策を積極的に活用し、緊急性等を踏まえて、防災体制の整備を図るとともに被害が予測される地域の各施設、構造物などについて、防災化を進めるとともに、火災の被害から守る手だての充実を図る等災害対策の強化を図っていく。
- ・災害に強いまちづくりのため、町においては、職員の防災意識向上を図るとともに、多方面での発災時の備えの充実を図る。
- ・町は、住民及び企業に対する防災に対する意識向上と備えの充実を推進し、住民及び事業所の災害予防に対しての取り組みを明確に把握し、国・府・町、住民及び企業による連携した防災行動を図れることをめざす。
- ・町の能力を超える場合は国・府に協力を求め、連携をとりながら、土砂災害、避難の安全確保、災害予防、災害予測、被害想定等の対策に必要な科学的調査研究を進め、その成果が常に計画にフィードバックできるようにする。

○災害応急対策計画

- ・災害応急対策計画は、災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合において、町及び防災関係機関が有する全機能を発揮し、いち早く災害対策本部等を立上げるとともに、国・府の行政機関、住民、事業所及びボランティア団体等の民間組織と連携して災害の発生を防御し又は応急的救助を行ったり、避難所を開設するなど被害の拡大を防止する。

○復旧計画

- ・災害時には、多くの人々が被害を受け、混乱した事態の発生も想定される。これらに対し、人心の安定と社会秩序の維持を図るため、関係機関が協力し、災害で破壊、焼失した道路・鉄道・公園・ライフラインや住宅・建築物を従前の状態に回復する等、民生安定の緊急措置を講じる。
- ・災害により被害を受けた商店街や中小企業・地場産業が迅速かつ円滑な復旧、復興を図ることは住民の生活確保の面からも極めて大切である。そのため、事業の復旧や復興に必要な資金の融資など、事業の安定を図るための各種の支援対策を講じる。

○協力体制の整備

- ・京都府の緊急医療体制との連携
- ・建設業協会等との協定
- ・流通業者等との協定
- ・地域産業の活力維持と風評被害対策

○地域防災訓練の実施

- ・各小学校区単位での防災訓練を実施し、各種資機材の取り扱いや、避難所開設・運営訓練等を実施している。
- ・精華町内の35団体の自主防災組織が年に1回以上、防災や減災についての訓練や各種講習会を実施している。

○防災・感染症等の対策備品の備蓄

- ・災害時に住民の生命を維持する上で、必要な飲料水、食料、生活必需品については、個人で備蓄することを要請しているが、想定される非常時に対応するため、精華町も一定の備蓄を図る。

○自主防災組織

- ・自主防災組織とは、「自分たちの地域は自分たちで守る。」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成された組織であり、地震をはじめとした大規模な災害が発生した場合に地域や近隣の人々が集まり、互いに協力し合いながら防災活動に組織的に取り組むことにより被害の軽減を図るとともに、日頃から防災知識の普及啓発をはじめ防災訓練などを行い災害に備える活動を行い、減災を図っている組織です。精華町では35団体の自主防災組織が結成され、活動している。

○感染症に関する対策

- ・各関連法令に基づき、感染症に関する行動計画を策定している。感染症の感染拡大を精華町の危機管理に関わる重大課題と位置づけ、感染拡大の抑制による精華町民の生命及び健康の確保と生活や経済の維持に努める。

2) 当会の取組

○事業者BCPに関する国の施策の周知と策定支援

- ・想定する災害の被害予想やBCP策定の重要性を周知し、BCP並びに事業継続力強化計画の策定を支援している。

○(株)京都あんしん保険と連携した損害保険への加入促進

○災害発生時の被害状況の収集と報告

○精華町が実施する防災訓練への参加及び協力

- ・精華町が主催する防災訓練に会員事業所の参加・協力を呼びかけている。

○新型コロナウイルス感染症の被害対策

- ・感染症被害に対するアンケートやヒアリングの実施
- ・感染症被害に対する行政への支援要望
- ・感染症対策支援補助金等申請に係る中小事業者への支援情報の提供と申請支援

○国、地方自治体、業界団体等が設定する業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの実践指導

○災害対応型自動販売機設置

- ・コカコーラ(株)と災害対応型自動販売機の設置場所の提供に関して協定を締結している。

II 課題

当商工会及び会員事業者においては、具体的な事業継続計画の策定や実効性を高めるための有効な研修や訓練は十分なものとは言えず、平時の準備に加え発災時の緊急対応の蓄積はできていない。経営指導時においては、事業所所在地の事前災害リスクなどの周知やその軽減取組・資金対策や平時、緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

また、感染症の感染拡大についても、感染予防のための基準となるルールの策定には及んでおらず、それらの策定・整備・準備が必要である。

(1) 経営資源別想定される被害

①ヒト

- ・従業員が自然災害や感染症等の直接的・間接的影響で死傷する。
- ・スキルや決裁権限を有している社員が出勤できない。
- ・自宅が倒壊し、当面出勤できない。

②建物

- ・建物が著しく損傷し、立ち入れない。このため、事業活動を継続できない。
- ・復旧のために多額の費用を要する。
- ・休業損害が生じる。

③設備

- ・設備が損傷し、事業活動を継続できない。
- ・損傷した設備と同じ型の設備の生産が終了しており、再調達できない。
- ・復旧のために多額の費用を要する。
- ・休業損害が生じる。

④ライフライン

- ・電気、水、ガスなどの供給が停止し、事業活動を継続できない。
- ・ライフラインの途絶により、冷蔵保管品等を廃棄せざるを得なくなる。

⑤システム

- ・サーバーが損壊することでデータが滅失し、受注状況などが把握できなくなる。
- ・ネットワークの途絶により、システムが利用できなくなることで業務効率が著しく低下する。

⑥サプライヤー

- ・物流が寸断することで、サプライヤーから原料等が調達されない。
- ・自社は被災しなかったが、サプライヤーが被災し、原料等が調達されない。その結果、自社の業務が停止する。

III 目標

- ①小規模事業者等に対し、自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ②小規模事業者等に対し普及啓発セミナーや行政の施策等の情報を継続的に発信し、事前対策の必要性を周知することにより、災害に対する意識を高める。
- ③小規模事業者等の事業継続力強化計画の策定を支援し、地域との連携強化を促すことにより、災害からの早期復興への意識の醸成を図る。
- ④発災時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、精華町商工会と精華町との間における被害情報報告共有ルートを構築する。
- ⑤発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築するとともに、事業継続力強化計画に基づく訓練及び精華町との情報伝達訓練を定期的実施する。
- ⑥小規模事業者が、感染症に備えて衛生用品等の備蓄や職場環境の整備を図るとともに、感染症に関する最新の正しい情報を基に適切な感染症拡大防止策を図れるよう促す。

○成果目標

商工業者数	小規模事業者数	事業継続力強化計画等の事業者BCP	
		現状策定数	目標策定数
582	415	3	5

IV その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに府へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年5月1日～令和10年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

精華町と精華町商工会の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

1. 事前の対策

平成30年2月に締結した「災害時等に備えた支援協力に関する協定書」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

① 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・地震や自然災害による被害を最小化する「防災」と災害時の事業活動の維持または事業中断からの早期復旧を目指す「事業継続」の2つのアプローチから取り組む「企業防災」の周知と事業者に対しハザードマップを用いて、事業所所在地の想定被害やその影響の軽減策などを説明する。
- ・会報・ホームページ等において、国の施策やリスク対策の必要性、リスクファイナンスの必要性を告知する。
- ・事業者に対し、潜在化している脅威による損失と影響を事前に分析し、その結果に応じた対策の検討と導入を行うことで、脅威が顕在化した際に事業継続を確実にするために、実効性のある取組の推進や、効果的な教育・訓練等について運用を開始するための指導・助言を行う。
- ・感染症に関しては、感染状況や感染予防策に関する適正な最新情報の入手と告知を行う。
- ・感染症の発生に備え、感染予防に関する備蓄品や換気設備・テレワーク設備等の情報や支援を提供する。

② 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和6年3月31日までに事業継続計画を策定予定。

③ 関係団体等との連携

- ・京都府商工会連合会及びリスクマネジメント協定を締結した保険会社と連携し、専門家派遣・普及啓発のためのセミナーや勉強会を実施・リスクファイナンスのご案内・事業継続力強化計画の策定と認定申請の支援などを行う。
- ・感染症に関しては、適正な最新情報の共有を行う。

④ フォローアップ

- ・小規模事業者のBCPや事業継続力強化計画の策定状況の確認を行う。
- ・精華町商工会と精華町の担当部署間で、策定状況の共有及び改善策について定期的な協議を行う。

⑤ 当該計画に係る訓練の実施

- ・想定する災害（台風等による水災や風災、震度6弱以上の地震）に備え、発災を仮定し、精華町との連携・連絡ルートの確認等を行う。

2. 発災後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

① 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後、速やかに当商工会職員の安否確認を行う。
(安否確認手順・方法やその確認内容は、策定する事業継続計画に記す。)
- ・国内感染者発生後には、その感染拡大に備え、職員の体調管理・感染予防策を講じる。

② 応急対策の方針決定

- ・精華町商工会と精華町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。
- ・職員またその家族の命の安全を第一にした行動を採り、応急対策への参集は求めない。
- ・精華町商工会と精華町との間で相互の役割分担を決定する。

【被害規模の目安】

大規模な被害の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内で50件以上の事業所が「ガラスの破損」「瓦の飛散」など軽微な被害が発生している。 ・地域内で5件以上の事業所が「床上・床下浸水」「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 ・広い範囲で電気の喪失・水道やガスの遮断が発生している。
被害の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内で5件以上の事業所で、「ガラスの破損」「瓦の飛散」など軽微な被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れ、一定の被害状況の確認ができる。
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の報告はない。

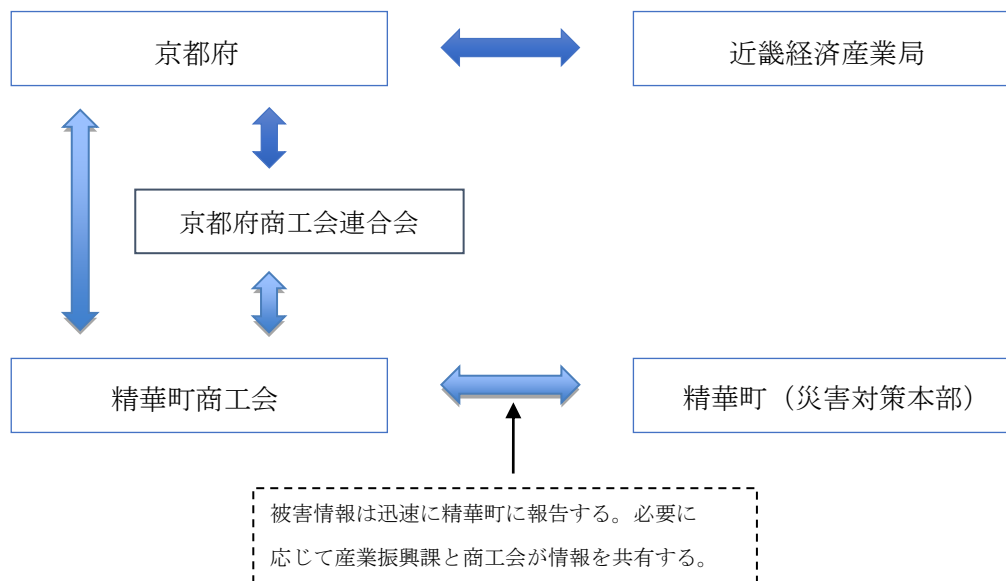
- ・本計画により、精華町商工会と精華町及び京都府商工会連合会とは以下の間隔で被害情報の共有をする。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～4週間	1日に1回共有する
4週間以降	必要に応じて共有する

- ・感染症に関しては、精華町のホームページへの発信情報を適宜閲覧する。

③ 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決定する。
- ・精華町商工会と精華町は自然災害による被害状況の確認方法や被害額の策定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・精華町商工会と精華町で共有した情報は、京都府災害対策現地情報連絡会（リエゾン）を通じて京都府に報告する。
- ・感染症については、国や京都府の方針に基づき、精華町商工会と精華町が共有した情報を、京都府商工会連合会の担当者（リエゾン）を通じて京都府に報告する。



④ 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・ 事業者向け相談窓口の開設については、精華町と協議の上決定・開設する。
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地域内小規模事業者等の被害状況の詳細を設置する。
- ・ 応急時に有効な被害事業者施策（国や京都府及び精華町の施策）について、地域内小規模事業者等に周知する。
- ・ 感染症においても、事業活動に影響を受けたかその可能性がある小規模事業者を対象とした相談窓口の設置をする。

⑤ 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・ 国、京都府、精華町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決定し、被災した小規模事業者の支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣などを関係諸機関に相談する。
- ・ 連携する保険会社においては、被災した小規模事業者に対し当該保険会社に参加する損害保険の迅速な事故報告並びに保険金請求処理を行う。

*その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに府へ報告する。

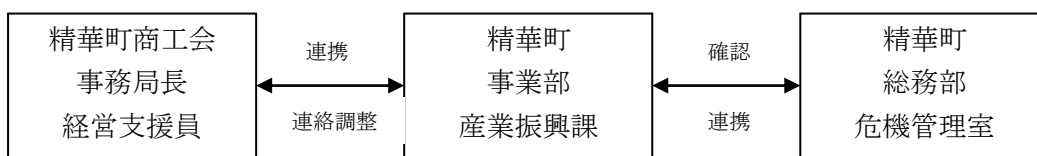
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和5年1月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営支援員 太地 康之(連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会/商工会議所

精華町商工会

〒619-0243 京都府相楽郡精華町南稲八妻北尻70

TEL: 0774-94-5525 / FAX: 0774-93-2629

E-mail: seika-sci@kyoto-fsci.or.jp

②関係市町村

精華町 事業部 産業振興課

〒619-0285 京都府相楽郡精華町南稲八妻北尻70番地

TEL: 0774-95-1903 / FAX: 0774-95-3973

E-mail: sangyou@town.seika.lg.jp

精華町 総務部 危機管理室

〒619-0285 京都府相楽郡精華町南稲八妻北尻70番地

TEL: 0774-95-1928 / FAX: 0774-93-2233

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに府へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	133	133	133	133	133
・専門家派遣費	100	100	100	100	100
・協議会運営費					
・セミナー開催費	33	33	33	33	33
・パンフ、チラシ作製費					
・防災、感染症対策費					

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、精華町補助金、府補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
○東京海上日動火災保険株式会社 京都支店 京都府京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町 22 ○株式会社京都あんしん保険 京都府京田辺市大住杉ノ森 10 番地 6 代表取締役 福井 尚起
連携して実施する事業の内容
① 商工会経営支援員に対するBCPおよび事業継続力強化計画に関する周知 ・経営指導時においては事業所所在地の事前災害リスクなどの周知やその軽減取組・資金対策(団体制度への加入勧奨など)などの案内 ② 小規模事業者に対するBCPおよび事業継続力強化計画に関する周知 ・普及啓発に関するセミナー・勉強会の実施 ③ 精華町商工会と精華町との間に被害情報共有ルートの構築 ・発災時における連絡・情報共有体制を円滑に行うための被害情報報告共有ルートを構築する。 ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。 ・事業継続力強化計画に基づく訓練及び精華町との情報伝達訓練を定期的を実施する。 ④ 小規模事業者が、感染症に備えて衛生用品等の備蓄や職場環境の整備を図るとともに、感染症に関する最新の正しい情報を基に適切な感染症拡大防止策を図れるよう促す。
連携して事業を実施する者の役割
① セミナー・勉強会の講師派遣 ② 簡易版BCPの策定支援 ③ 事業継続力強化計画の策定支援 ④ 事業継続力強化計画認定制度の申請支援
連携体制図等